

脆弱性診断サービス約款

第1条（脆弱性診断サービス）

- 株式会社アイティ・コミュニケーションズ（以下「当社」という）は、脆弱性診断サービス約款（以下「本約款」という）に基づき、脆弱性診断サービス（以下「本サービス」という）を提供する。
- 当社が契約者に提供する本サービスの具体的な内容は、提案書及び事前に契約者に連携したヒアリングシートに定める通りとする。

第2条（本約款の変更）

- 当社は、本約款を当社ホームページ（<https://www.itcom21.com/service/diag/images/agreement.pdf>）に掲載する。なお、本約款を契約者の承諾を得ることなく変更することがある。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の約款による。
- 当社は、前項の変更を行う場合は、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びに効力発生時期を契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知する。

第3条（サービス提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内に限る。

第4条（用語の定義）

本約款において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用する。

| 用語 | 用語の意味 |
|----------|---|
| 本サービス | 契約者の情報通信システムの脆弱性の評価について、特定の期日または期間を定めて当社が仕事の完成、成果物の納入等を行うサービスをいい、脆弱性の評価に関するコンサルティング、その他情報提供を含む。 |
| 契約者 | 本サービスを利用する者。 |
| 提案書 | 本サービスに関する当社から提供した資料。 |
| ヒアリングシート | 本サービスにおいて予定される成果物、完成が要求される仕事の内容を具体的に特定した書面であって、契約者の責任において確定されるもの。 |
| 本契約 | 当社から本サービスを受けるための契約。 |
| 注文書 | 本サービスにかかる所定の注文書。 |
| 事業所 | 経済活動の場所的単位であり、单一の経営主体の下において一定の区画（单一の経営主体が経済活動を行う場所をいう）を占めて行われているもの。なお、経営主体が異なるれば経営主体毎に別の事業所とする。 |
| アクセス管理者 | 電気通信回線に接続している電子計算機（インターネット等のオープンネ |

| | |
|--------|---|
| | ネットワークに接続されているコンピュータ、ネットワーク上のコンピュータの他、外部から独立したネットワークを構築しているコンピュータを含む。以下同じ）の利用（電気通信回線を通じて行うものに限る。以下同じ）について電子計算機の動作を管理する者。なお、法人が電子計算機を運用している場合においては、当該法人をいい、法人が任命した職員等（雇用形態を問わず、当該法人に勤務している者をいう）は含まれない。 |
| 診断対象 | ヒアリングシートに記載の電子計算機器。 |
| 電子計算機器 | 契約者が保有するサーバ、ネットワーク機器、パソコン等のシステム機器。 |

第 5 条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その名称または住所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届出る。

第 6 条（法人の契約上の地位の承継）

契約者である法人の合併または会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申出る。

第 7 条（本契約の成立）

1. 本契約は、注文書の受領後、書面または電磁的手段により当社が承諾の意思表示を行うことにより有効に成立する。
2. 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、注文を承諾しないことがある。
 - (1) 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - (2) 注文の際に虚偽の申告をしたとき。
 - (3) 契約者の利用用途や態様により、当社の名誉または信用を著しく害するおそれがあるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
3. 当社は、前項の規定により、注文を承諾しないときは、あらかじめ理由等を注文者に当社所定の方法で通知する。

第 8 条（本サービスの内容の変更）

本サービスは、原則として、サービスの提供に先立ち契約者から提示され、当社が確認したヒアリングシートに基づいて行われる。この場合において、契約者は、契約者が必要と認めたときは、当社に対し、ヒアリングシートの内容を変更または追加することを申出ることができ、当社が当該申出を受諾した場合、ヒアリングシートは変更される。なお、ヒアリングシートの変更に伴い、料金、納期等の条件を変更する必要が生じた場合には、当社が発行する変更後の見積書をもとに、契約者は、新たに注文書を当社に提出する。

第 9 条（情報の提供）

1. 契約者は、当社から請求があったときは、当社が本サービスを提供するために必要な情報を当社

- に無償で提供する。
2. 前項の定めにかかわらず、本サービスに当然に必要と判断される資料、情報、機器等については、当社の要請がなかったとしても契約者から当社へ情報の提供を行う。
 3. 前二項による当社への情報の提供について、遅延や誤りがあった場合、それによって生じた当社の損害または履行遅延等の結果について、当社は、一切の責任を負わない。
 4. 契約者から提供を受けた情報を使用したことにより、当社に第三者から権利侵害の異議申立がなされる等の問題が発生した場合は、契約者がこの解決にあたり、当社は、一切の責任を負わない。

第 10 条（提供の期限）

1. 当社は、ヒアリングシート記載の期日迄または記載の期間（以下「スケジュール」という）に本サービスの提供をする。当社は、サービス提供後、14 日以内に診断結果レポートを契約者に提出し、速やかにオンライン報告会を実施する。なお、オンライン報告会の日程については、当社と契約者との間で協議の上定める。
2. 前項の規定にかかわらず、スケジュールに従って本サービスの提供が完了しない場合または完了が困難と判断される場合は、当社と契約者は、スケジュールの延長等必要な措置について誠意をもって協議する。なお、第 8 条（本サービスの内容の変更）に定めるヒアリングシートの確定が遅延した場合、第 9 条（情報の提供）に基づく情報の提供が行われなかった場合等、スケジュールの延長等が契約者の責に起因する場合には、当社は、かかる延長等について責任を負わない。
3. 契約者は、スケジュールの変更が必要になった場合は、直ちに当社に申出る。契約者が申出なかったことにより発生した損害については、契約者が全ての責任を負う。
4. 契約者は、診断結果レポートの受領後、5 営業日以内に検査を行い、合否結果を当社に通知する。
5 営業日以内に通知がない場合は、検査に合格したものとみなす。

第 11 条（事業所内業務）

1. 当社は、本サービス提供上合理的な必要がある場合には、契約者の承諾を得て、契約者の事業所内においてサービス提供に必要な業務を遂行することができる。
2. 前項の規定により当社が契約者の事業所内において業務を遂行するにあたり、業務の遂行場所、業務の遂行上合理的に必要とするものについては、契約者が当社に貸与し、または提供する。
3. 第 1 項の規定により当社が契約者の事業所内において業務を遂行するにあたり、当社は、業務に従事する当社の従業員等に契約者の事業所内の利用規則を順守させる。
4. 当社から契約者への本サービスの提供は、両者間に人員出向、人員派遣の関係を成立させるものではなく、従って、業務に従事する当社の従業員等に対する指揮命令は全て当社の指揮命令で行われ、当該従業員等の労務上の安全衛生管理の責任は全て当社に帰属することについて、契約者及び当社は、あらかじめ了解する。

第 12 条（善管注意義務）

当社は、本サービスを行うにあたり、契約者から貸与または提供を受けた物品及び契約者の事業所内部の設備について、善良な管理者の注意をもって扱う。

第13条（料金等）

1. 本サービスの料金（以下「サービス料金」という）及びその支払方法等は、見積書またはヒアリングシートに定める通りとする。
2. 本サービスにかかる本契約が解約または解除されたときは、当社は、その時点迄に提供した本サービスに対応する料金を算定し、契約者と精算する。ただし、本サービス提供に要した旅費・交通費については全額契約者の負担とする。
3. 前項の精算方法については、契約者と当社の協議の上、これを定める。
4. 契約者は、当社が指定する期日迄に、見積書に記載された支払方法により、サービス料金を支払う。当該支払期日迄にサービス料金の全額の支払いがなされない場合は、その支払期日の翌日からサービス料金の全額が支払われる日迄の日数に応じ、支払いを延滞したサービス料金の額に対し、1年を365日として年利14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払う。

第14条（不正アクセス行為の禁止等に関する法律の順守）

1. 契約者は、本サービスによる診断対象へのアクセスが不正アクセス行為の禁止等に関する法律（以下「不正アクセス禁止法」という）に定める不正アクセス行為にあたらないことにつき承諾しており、当社の行為が不正アクセス禁止法その他国内外の法令に違反する行為にあたらないことを確認するとともに契約者がアクセス管理者でない場合には、診断対象のアクセス管理者等正当な権限を有する者から承諾を取得する等必要な措置を講じ、当該措置につき当社に示す。
2. 当社による本サービスの提供が不正アクセス禁止法に抵触するとして、第三者による告訴、告発または捜査機関による捜査が行われ、またはそのおそれがあるときは、当社は、本サービスの一部または全部を直ちに中止することができる。また、この場合契約者は、本サービスが違法でないことを立証するために必要なあらゆる協力を当社に対し行う。
3. 前項の規定による本サービスの一部または全部の提供を中止した場合であっても契約者は、当社に本サービスの料金の支払義務を負う。

第15条（免責事項）

1. 本サービスは、契約者が第三者からの不正アクセスにより被害を受けないことを完全に保証するものではなく、かつ第三者からの不正アクセスにより発生した契約者の損害を補填するものではない。以下の各号の事由によって契約者に生じた損害については、当社は、一切の責任を負わない。
 - (1) 不正アクセスによる情報機器（ハードウェア、ソフトウェア）の破損
 - (2) 不正アクセスによる情報漏えい
 - (3) 不正アクセスによるネットワーク機能の停止
 - (4) 不正アクセスにより第三者に対して負担する損害賠償責任による損害
2. サービス実施中に契約者の責に帰すべき事由により以下の各号の事由が発生したことによって契約者に生じた損害については、当社は、一切の責任を負わない。
 - (1) 電子計算機器に障害が発生した場合
 - (2) 契約者が作業していたことに起因する電子計算機器の障害発生
3. 本サービスの実施結果は診断日時点のものであり、本サービスの実施日以降に公開された脆弱性

は加味しない。

4. 本サービスは、診断対象における全てのセキュリティリスクを検出することを保証するものではない。また、契約者は、診断対象の状況によっては誤検出が発生する場合があることをあらかじめ承諾する。
5. 本サービスにより電子計算機器の機能障害またはデータの破損が生じた場合の原因特定、契約者及び第三者が被る損害や損失に関しては、当社は、一切の責任を負わない。
6. 診断対象にかかる回線障害・メンテナンスに起因する本サービスの中止及び実施不可については、当社は、一切の責任を負わず、契約者は、当社に本サービスの料金の支払義務を負う。
7. 本約款のその他の規定にもかかわらず、当社は、以下の各号に定める事由が発生し、または発生するおそれがある場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができ、これに起因して契約者に発生した損害について、請求原因の如何を問わず、損害賠償責任を負わない。
 - (1) 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ行為、その他不可抗力、法令の制定改廃、交通事情等運送状の理由、公権力の行使に基づく命令・処分、ストライキ、停電、輸送機関の事故、機械、認証システム、データ処理、通信システムまたは伝送リンクの故障等
 - (2) 電気通信回線の障害による契約者のデータの消失、紛失
 - (3) 当社の責に帰さない事由に起因するシステム上の障害による契約者から当社に対する送信したデータの不到達または到達遅延
 - (4) 行政機関または司法機関による業務を停止または制限する旨の命令
 - (5) 本サービスにかかる基本的サービス（当社が契約者に対して本サービスを提供するために第三者が提供するサービス（電気通信事業者が提供する通信サービス、データセンタにかかるサービス、設備・機器及びソフトウェア等の開発または製造者が提供するサービスを含むがこれらに限られない）をいう）の提供者により提供されるサービスの不具合にかかる事由
 - (6) 無権限者による利用及び第三者からの攻撃または不正行為
 - (7) 診断対象の障害

第 16 条（データの取扱い）

1. 当社は、契約者が本サービスを通じて必要なデータについて、本サービスの実施のために必要かつ相当な範囲において確認及び使用する場合があり、契約者は、これにあらかじめ同意する。
2. 当社は、本サービスの実施結果について、契約者を識別・特定できない形に統計的に処理された後のデータを作成し、利用または公開する場合があり、契約者は、これに同意する。

第 17 条（コンプライアンス）

当社は、本サービスを提供するにあたり、法令を順守し、第三者の権利を侵害しないよう最善の注意を払う。

第 18 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わない。

- (1) 本サービスの提供を妨げる行為

- (2) 注文の際、虚偽の情報を連絡する行為
- (3) 当社、契約者及び第三者の権利、財産及び個人情報を侵害する行為もしくは当社、契約者及び第三者の名誉・信用を毀損し、または侮辱し誹謗中傷する行為
- (4) 前各号に定める他、当社が不適切と定める行為

第 19 条（契約解除）

- 1. 契約者及び当社は、相手方が本契約に違反した場合であって、相当の期間を伴った書面による是正の催告を行ったにもかかわらず、当該の期間を超過してもなお是正されないときは、本契約を解除することができる。
- 2. 契約者または当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何ら事前の通知または催告を要せず、即時に本契約を解除することができる。
 - (1) 重大な本契約違反の事実があったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があったときまたは租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産、特別清算開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは裁判所の会社解散命令もしくは会社解散判決があったとき
 - (4) 合併によらず解散しようとしたときまたは事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (5) 自己振出の手形または小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき
 - (6) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- 3. 契約者は、本条の定めにより当社から本契約の全部または一部を解除されたときは、当然に期限の利益を失い、第 13 条（料金等）に定める支払債務その他の当社に対する一切の債務を遅滞なく履行しなければならない。
- 4. 契約者または当社は、本条の定めにより本契約の全部または一部を解除した場合であって、当該解除により自らに損害が発生したときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。この場合、当該相手方が賠償すべき損害の範囲については、次条（損害賠償）第 2 項の規定を準用する。

第 20 条（損害賠償）

- 1. 契約者は、当社から本サービスの提供を受けるに際し当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、直接的かつ現実に生じた損害について、当社に当該損害の賠償を請求することができる。ただし、当社の責に帰すことのできない事由により契約者が損害を被った場合は、当社は、その責任を一切負わない。
- 2. 前項により当社が賠償する契約者の損害額は、サービス料金に相当する額を上限とする。ただし、当社の故意または重大な過失により契約者が損害を被った場合は、この限りではない。

第 21 条（権利義務の譲渡禁止）

契約者及び当社は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ない限り、本契約上の権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。

第 22 条（秘密の保持）

1. 契約者及び当社は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ない限り、本契約の履行に際して知り得た相手方の営業上、技術上その他の業務上の秘密情報（秘密であることを明示して開示された書面、電磁的記録その他可視性があり管理可能な媒体にあらわされた情報をいい、以下「秘密情報」という）を第三者に開示し、または本契約を履行する目的以外で使用できない。ただし、次の各号に掲げるものであって、そのことを証明できるものは、この限りではない。
 - (1) 相手方から開示を受けた際、既に公知であったものまたはその後、自らの責に帰すことのできない事由によって公知になったもの
 - (2) 相手方から開示を受けた際、既に自ら保有していたもの
 - (3) 自ら独自に開発したもの
 - (4) 正当な権利を有する第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - (5) 法令上の要請または政府機関からの要請により開示が義務付けられたもの
2. 前項の規定は、秘密情報の受領後も有効とする。
3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、契約者に対して最適なサービスプランの提案その他契約者の利便向上にかかる目的のため、契約者が本サービスを利用している事実及びその態様について、当社のグループ会社と情報を共有することができる。

第 23 条（個人情報の取扱）

1. 契約者は、当社が本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を取得する場合があることについて同意する。
2. 当社は、前項により契約者から知り得た個人情報については、当社ホームページに記載する「個人情報保護方針」及び「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」に基づき取扱う。
3. 契約者は、当社が本サービスの提供のため以外に、本サービスに付随するサービスを向上させるため契約者の個人情報を利用することについて同意する。
4. 契約者は、当社が本サービスに関する情報（当社の別サービスまたは当社の新規サービス紹介情報等を含む）を電子メール等により送付するため契約者の個人情報を利用することについて同意する。

第 24 条（反社会的勢力等の排除）

1. 契約者は、次の各号の一に現在及び将来にわたって該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号。以下「暴対法」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいい、以下同じ）、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）、暴力団関係者、暴力団関係団体及び企業、総会屋、社会運動及び政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等、その他公共の福祉に反する活動を行う団体及びその行為者でありこれらに準ずる者及びこれらの者と密接なかかわりを有する者（以下総称して「反社会的勢力等」という）であったとき
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、当社または第三者の業務を妨害した場合または妨害するおそれのある行為をしていないこと

- (3) 自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いる等していないこと
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、当社または第三者の名誉、信用等をき損し、またはき損するおそれのある行為をしていないこと
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、自身やその関係者が反社会的勢力等である旨を当社または第三者に認知させるおそれのある言動、態様をしていないこと
2. 当社は、前項に違反した場合は本契約を解除できる。
 3. 当該解除に起因して生じる契約者の損害について、一切賠償責任を負わない。ただし、解除当事者が当該解除に起因して被った損害については契約者にその賠償を請求できる。

第 25 条（最終合意）

本約款に関しては、本約款、注文書及びヒアリングシートに記載された事項が当社と契約者間の唯一かつ最終の合意を形成し、他の合意に優先して適用される。

第 26 条（合意管轄）

本約款に関する訴訟については、札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 27 条（準拠法）

本約款の準拠法は、日本国法とする。

第 28 条（協議）

本約款、注文書及びヒアリングシートに定めのない事項または本約款、注文書及びヒアリングシートの解釈について生じた疑義については、当事者間で誠意をもって協議の上、解決する。

附則（実施期日）

本約款は、2024 年 9 月 1 日から実施する。

第 1 版 2024 年 8 月 31 日制定